

第2節

海外における
日本人・日系企業への支援

総論

海外に渡航する日本人は年間延べ約1,699万人（2011年）、海外に在留する日本人も約118万人（2011年10月現在）に上っている。その一方、日本人が遭遇する危険も増加し、多様化している。海外における日本人の生命、身体や利益を保護し、増進することは、外務省の重要な任務の1つであり、そのために様々な取組を行っている。

外務省は、海外におけるテロ・誘拐を含む事件や事故、戦乱や紛争、自然災害や感染症などに関する情報を国民に対して適時に提供するとともに、必要な安全対策を採るように呼びかけている。また、危険に巻き込まれた日本人に対しては、可能な限りの支援を行えるように、その体制や基盤の強化に努めている。

また、日本国大使館や総領事館では、海外に在留する日本人に対し、旅券（パスポート）や各種証明の発給、在外選挙の実施などの基本的な行政サービスを提供しているほか、日本人学校や補習授業校への支援などを通じて、海外で暮らす日本人の生活基盤を支えている。

さらに、日本との「架け橋」となって各国との関係緊密化にも貢献してきた日本人移住

者や日系人への支援も併せて行っている。

国内の人口減少に伴い内需が低迷する中、日本経済の活力を維持していくには、海外の成長を日本の成長に取り込むことがこれまで以上に重要である。そのために、中小企業を含めた日本企業の海外でのビジネス展開やインフラ・システム輸出の推進、諸外国・地域における震災に伴う日本製品に関する輸入規制措置等の緩和・撤廃の働きかけなど、積極的な日本企業支援への取組を推進している。例えば、大使館や総領事館などの在外公館に日本企業支援窓口を設置し、日本企業が直面している諸問題について企業から幅広く意見を聴取し、日本企業からの問い合わせや要望に対応している。また、諸外国との間で規制改革やビジネス環境の改善に関する対話や協議を行い、相手国・地域に対して改善を求めている。さらに、投資協定、租税条約、社会保障協定など日本企業と日本人の活動の基盤となる法的枠組みの整備に努めている。これに加えて、日本企業と共催してレセプションを共催することにより日本製品のPRを行うなど、日本企業支援のために在外公館施設などを積極的に活用している。

各論

1 海外における日本人への支援

(1) 海外における危険と日本人の安全

海外における日本人の活動は、分野・地域いずれにおいても広範囲に及んでいる。その一方で、日本人が海外において遭遇する危険もまた多様化している。近年では、紛争や暴動による政情や治安の悪化、テロや誘拐のほか、地震や洪水などの大規模な自然災害、山や海での事故、交通機関の事故、麻薬犯罪や国際詐欺、さらには、文化や宗教等の違いから知らぬ間に現地の法令や慣習に反する行動をとり、犯罪や事件に巻き込まれてしまう事案などが多く発生している。

外務本省及び在外公館は、多くの日本人が海外で安心して生活し、活動できるよう、海外の様々な脅威や危険を分析し、平素の心構えや安全対策に役立つ情報を発信するとともに、海外での日本人への支援体制の強化を進めている。また、事前の予防及び発生後の対応をより効果的かつ的確に行うため、諸外国や日本の関係省庁、民間企業・団体との協力の下に、日本人の安全対策及び援護のためのセーフティ・ネットワーク（安全網）の構築に努めてきている。

ア 海外における脅威の特徴

2012年は、海外において政情不安などに起因した情勢悪化に日本人が巻き込まれる事案が顕著であった。

3月から4月にかけて、ギルギット・バルチスタン（パキスタン）において、イスラム教のスニ派とシーア派の宗派間対立が再燃・顕在化し、ギルギット市に外出禁止令が出されるなどの事態に至り、日本人77人を含む外

国人旅行者がギルギット・バルチスタンに留まることを余儀なくされた。これらの日本人旅行者が早期退避を希望した上、日本人への被害の発生や健康上の問題も憂慮されたことから、外務省は、現地大使館を通じてパキスタン政府に対し日本人旅行者の安全な移送支援を要請し、パキスタン空軍などの協力を得てイスラマバードへの移送を行った。

また、8月には、政府と反政府勢力との間の戦闘が続くシリアの北部の都市アレッポにおいて、取材中の日本人女性記者が銃撃を受けて死亡した（その後、御遺体はトルコに搬送された。）。外務省は、隣国トルコの国境付近に大使館員を派遣して支援を行った。

同じく8月から9月にかけて、尖閣諸島をめぐる状況などを受けて中国各地で反日デモが発生するとともに、進出日本企業に対する物的被害や日本人などに対する人的被害が発生した。このほかにも、日本人に被害が発生しなかったものの、3月のマリにおける一部国軍兵士の騒乱や4月のギニアビサウにおけるクーデターの発生では、在留日本人の一部が国外に退避したほか、9月にはイスラム教の預言者ムハンマドを侮辱する映画をきっかけとして中東各国を中心に抗議活動・デモが数多く発生した。

テロについては、中東、アフリカ及び南西アジアを中心に、治安当局などの政府施設を狙った襲撃や公共交通機関、宗教施設、市場など人が多く集まる場所における一般市民を狙った無差別爆弾テロが相次いで発生した。4月には、カブール（アフガニスタン）にお

いて、同時多発的なテロが発生し、在アフガニスタン日本大使館の外壁などが損傷を受ける事件（注：人的被害なし）が発生した。

2013年1月16日、アルジェリアの南東部イナメナスにおいて、天然ガスパラントなどがイスラム過激派武装集団に襲撃され、日系企業関係者を含む外国人多数が人質として拘束された。事件発生翌日の17日、城内実外務大臣政務官はアルジェに入り、アルジェリア政府に対し、人命最優先での対応を強く要請するとともに、情報収集を行い、20日には外国政府高官として初めてイナメナスに入り、現場視察、邦人の安否確認及び御遺体の確認を行った。また、23日には、鈴木外務副大臣が総理特使として政府専用機でアルジェに入り、セラル首相ほかと会談を行うとともに、情報収集や被害者及び御遺体の帰国支援などに当たった。

最終的に、現場に所在した日本人17人のうち、7人の無事と10人の死亡が確認されるに至った。生存者7人と犠牲者9人の御遺体は25日に政府専用機で帰国し、最後に死亡が確認された1人の御遺体は26日に商用機で帰国した。また、誘拐については、中南米などで日本人が短時間誘拐（いわゆる電撃誘拐）される事件が発生したほか、外国人を標

的とした誘拐事件が世界各国で発生した。

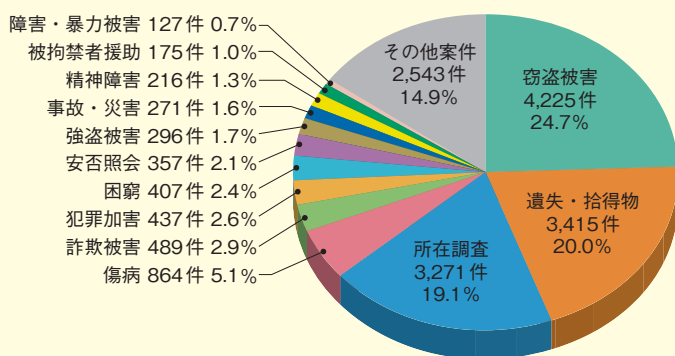
大規模事故については、1月にイタリア沖で、豪華客船コスタ・コンコルディア号の座礁事故が発生した。日本人も44人（乗客43人、乗組員1人）が乗船していたが、外務省は全員の無事を確認し、旅券の再発給などの支援を行った。このほか、日本人の被害はなかったものの、4月の香港におけるホテル火災やパキスタンにおける航空機墜落事故、6月のナイジェリアにおける航空機墜落事故、9月のネパールにおける航空機墜落事故、11月のガーナにおけるショッピング・センター崩壊事故など、世界各地での事故が相次いだ。外務省はその都度日本人の安否確認を行っている。

自然災害については、4月のインドネシアのスマトラ島北西沖や10月のバンクーバー近郊（カナダ）を始めとする世界各地での地震、10月から11月にかけての米国・カリブ地域におけるハリケーン・サンディの被害などが発生した。

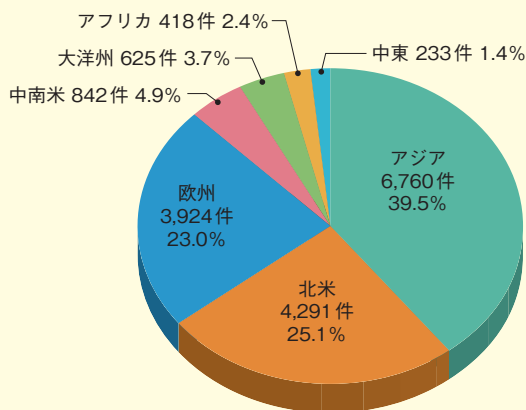
中高齢者が海外で山岳・海難事故に遭遇したり、旅行中に発病するなどの事例も多く報告されている。特に11月に発生した万里の長城（中国）における邦人トレッカーの遭難事故は、ツアー会社の安全対策も含めて広く

邦人援護件数の事件別・地域別内訳（2011年）

2011年海外邦人援護件数の事件別内訳



2011年海外邦人援護統計の地域別内訳



報道され、注目を集めた。また、40歳前後の出張者や企業駐在員などが自宅や宿泊先で急病のため亡くなる事例も目立ってきている。

感染症については、2012年も鳥インフルエンザ（H5N1）の鳥-ヒト感染が一部の国で発生し、デング熱やマラリアなど蚊が媒介する感染症、コレラなど汚染された水・食品などを介する感染症などが引き続き世界各地で流行した。

このように、緊急事態は、世界中の様々な地域で発生している。このため、海外に渡航・滞在する場合には、①現地の治安などに関する情報を事前に十分確認し、緊急事態対応について常に想定し準備すること、②滞在中も、緊急時に備えた安全対策を充実させ、危険を回避する行動をとること、③緊急事態が発生した場合には留守家族や最寄りの大統領館・総領事館などに連絡をとることなどが重要である。また、海外での病気や事故被害などのため高額な医療費が求められた場合、海外旅行保険に加入していなければ、適切な医療機関での受診及び医療費などの支払に困難を来す場合も多い。それぞれの渡航者が海外旅行保険に加入することが非常に重要である。

1 海外における日本人の安全対策

海外に永住・長期滞在する日本人は、2011年に約118万人に上り、また、海外に渡航する日本人は、年間延べ約1,699万人となっている。このように日本人が国際社会での活躍の幅を広げる中、日本の在外公館及び財団法人交流協会が2011年に取り扱った海外における日本人の援護人数は、10年前（2001年）の1万6,745人から約2割増加の1万9,533人に上った¹。海外における日本人の安全確保のためには、在外公館などにおける日本人援護体制の強化に加え、海外への渡航者一人一人が危機管理意識を持って渡航・滞在先の危険の傾向と対策を把握して行動することが必要である。

このため、外務省は、海外における日本人の安全のための情報を提供する海外安全ホームページの内容の充実を図るとともに、利便性の向上に努めている。また、海外安全ホームページの携帯版サイトへの発信機能を拡充し、日本から携行する携帯電話での国際ローミング²によるデータ通信を利用して、海外からでも携帯電話を通じて緊急情報や外務省による「渡航情報」及び渡航先の緊急連絡先をいつでも受信したり、検索できるようにす

援護件数の多い在外公館上位20公館（2011年）

順位	在外公館名	件数
1	在上海日本国総領事館	1,367件
2	在タイ日本国大使館	972件
3	在フランス日本国大使館	862件
4	在フィリピン日本国大使館	679件
5	在ロサンゼルス日本国総領事館	669件
6	在英国日本国大使館	622件
7	在大韓民国日本国大使館	516件
8	在ニューヨーク日本国総領事館	476件
9	在バルセロナ日本国総領事館	402件
10	在香港日本国総領事館	389件

順位	在外公館名	件数
11	在ホノルル日本国総領事館	341件
12	在サンフランシスコ日本国総領事館	295件
13	在中華人民共和国日本国大使館	280件
14	在広州日本国総領事館	267件
15	在ホーチミン日本国総領事館	254件
16	在イタリア日本国大使館	245件
17	在ベルギー日本国大使館	230件
18	交流協会台北事務所	212件
19	在チェンマイ日本国総領事館	207件
20	在ハガツニャ日本国総領事館	196件

¹ 海外邦人援護統計は、日本の在外公館及び財団法人交流協会が、海外において事件・事故、犯罪加害、犯罪被害、災害など何らかのトラブルに遭遇した日本人に対し行った援護の件数及び人数を年ごとに取りまとめたものであり、1986年に集計を開始した。

² 海外と日本の携帯電話事業者間の提携により、日本で使用している携帯電話やPHSの端末を外国でも日本国内と同様に利用できるシステム。

海外安全ホームページ (http://www.anzen.mofa.go.jp/)

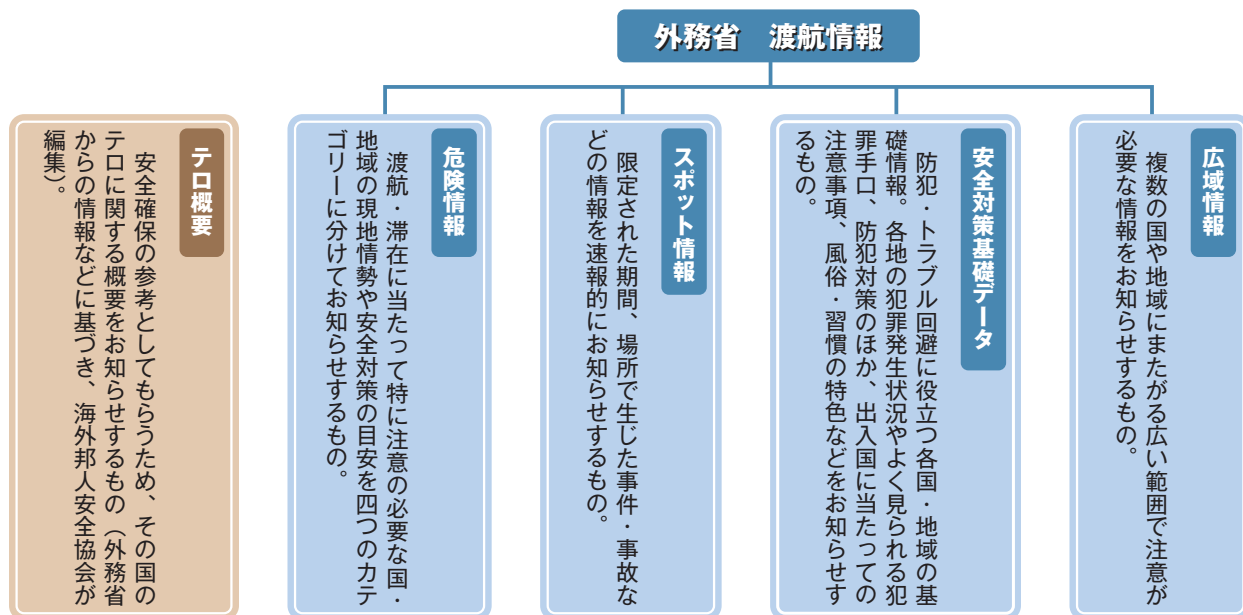


●携帯版外務省海外安全HP

http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp



「渡航情報」の体系及び概要



るなど、海外安全ホームページの更なる利便性の向上に努めている。

また、外務省の領事サービスセンターは、海外での安全に関する相談に応じているほか、国民の海外での活動にきめ細かに対応できるよう、総合的な安全対策を取りまとめた「海外安全虎の巻」やテロ・誘拐・脅迫など想定される事案ごとに対策を記したパンフレットを作成している。これらのパンフレットは、海外安全ホームページからもダウンロードして入手可能である。

外務省は、このような安全対策上の取組及び海外安全対策の必要性を国民に知らせる目的で、毎年「海外安全・パスポート管理促進キャンペーン」を展開している。2012年については、12月1日から2013年3月20日ま

でをキャンペーン期間とし、幅広い世代を対象に、シンプルで目を引くポスター、楽しみながら安全対策の知識を得られるキャンペーン特設ウェブサイトなどを通じて、海外安全ホームページを活用した安全対策や海外において唯一の身分証明書となるパスポートの管理の重要性を呼びかけている。

2011年10月に内閣府が実施した「外交に関する世論調査」においては、海外における日本人の安全確保や支援について政府による保護や支援を必要だと感じている回答者は、全体の約90%を占めている。ただし、そのうち約40%の回答者が「自らの責任で対応する」意識を有しており、自らの努力で危険を回避し、問題を解決しようとする意識も一定の割合を占めている。外務省は、国民のこ

2012年度海外安全・パスポート管理促進キャンペーン (http://www.kaigai-anzen.info/)

ポスター・チラシ展開



全国のパスポートセンター、旅行関係団体、交通機関等の、海外旅行の準備及び出発直前にアクセスし、目にする場所に配布、掲示する。

ウェブ展開



キャラクターのナビゲーションにより安全な旅行な秘訣とパスポート管理の重要性を、アニメやクイズで身に着けられる特設ウェブサイトを立ち上げ、ポスター・チラシ、外務省ホームページ及び海外安全ホームページ等から広報を行う。

のような要請に応え、的確な支援を行うため、在外公館の支援体制の整備・強化を進めている。

また、日本人への支援をより効果的かつ機動的に行うため、「海外安全官民協力会議」などを定期的に開催するなど、外務省は、民間との連携・協力の下にセーフティ・ネットワークの構築を進めている。その一環の取組として、海外進出に関心を有する企業を主な対象に、「危機管理セミナー」を1月に名古屋、10月に大阪でそれぞれ開催した。在外公館においても、現地日本人組織や民間代表者などとの間で「安全対策連絡協議会」を定期的に開催し、安全対策に関する意見交換や情報共有を強化しているほか、海外に滞在する日本人を対象に安全対策に役立つテーマで講演会などを行っており、10月にはトルコとエジプトで「在外危機管理セミナー」をそれぞれ開催した。

などを通じて利用者の意見を聴取しながら、利用者本位の領事サービスとなるよう、今後とも改善に努めていく考えである。

(2) 領事サービスの向上と日本人の生活・活動支援

ア 領事サービスの向上

外務省は、海外に滞在する日本人の声を領事サービスの向上・改善に反映させるため、在外公館の領事サービス利用者に対するアンケート調査を毎年実施している。2012年には149在外公館を対象に調査を行い、1万4,363件の回答を得た。その結果、領事窓口や電話での対応ぶりについては、7割以上の肯定的な回答を得られた一方で、比較的少数ながら否定的な回答も見受けられた。

外務省としては、引き続きアンケート調査

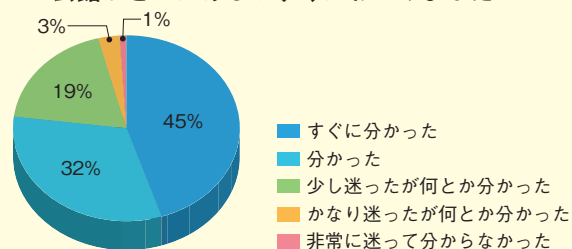
などを通じて利用者の意見を聴取しながら、利用者本位の領事サービスとなるよう、今後とも改善に努めていく考えである。

イ 旅券（パスポート）に関する施策（IC旅券の発行と今後の課題）

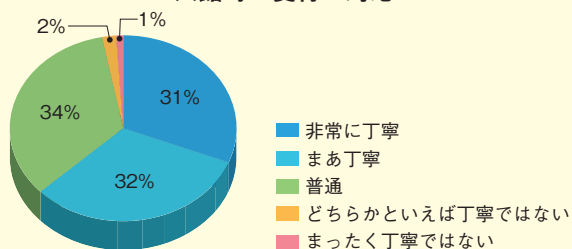
2012年の旅券の発行数は減少し、日本国内では1年間に約390万冊の一般旅券が発行された。また、東日本大震災により旅券を紛失した被災者を対象とする特例法を制定し、震災特例旅券を国の手数料を徴収することな

領事サービス利用者へのアンケート調査結果（2012年）

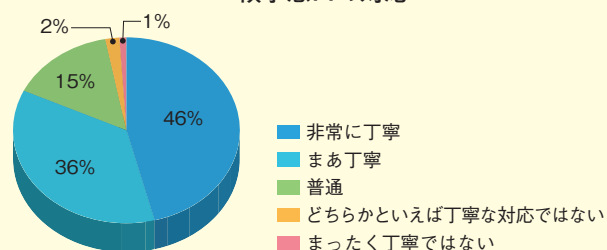
公館がどこにあるかすぐにわかりましたか



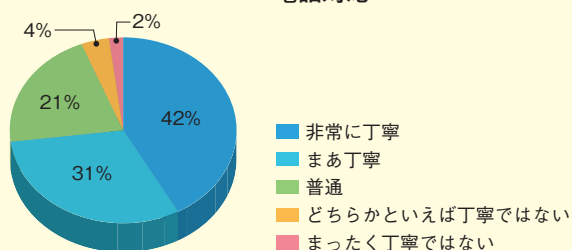
入館時の受付の対応



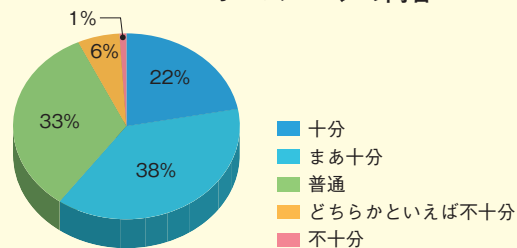
領事窓口の対応



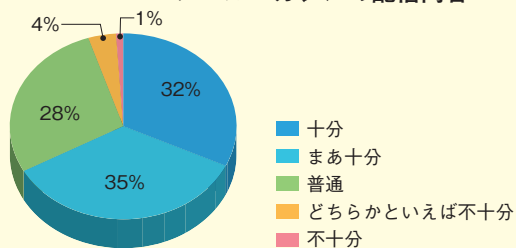
電話対応



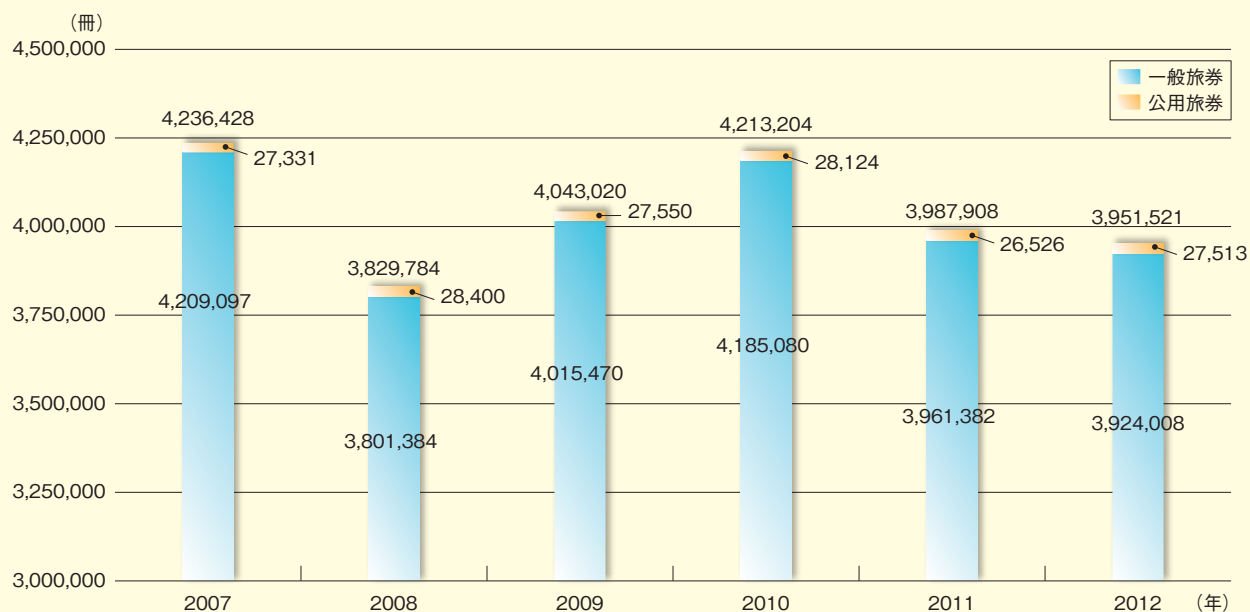
ホームページの内容



メールマガジンの配信内容



日本国内における旅券発行数の推移



(注1) 公用旅券には、外交旅券も含む。

(注2) 2006年は3月20日申請分よりIC旅券を発給しており、同年に発給した一般旅券約430万冊のうち、約340万冊がIC旅券。

出典：2012年2月版旅券統計（外務省旅券課）を基に作成

く発行する措置を2011年6月に開始した。2012年12月末現在、申請数は約1,800件に達している。

日本では、旅券の偽変造や第三者による不正使用を防止するため、2006年3月から、生体情報である顔画像を電磁的に記録したICチップを搭載した旅券（IC旅券）を発行している。2012年12月末時点での有効なIC旅券は、約2,500万冊であり、全ての有効な日本旅券の約80%を占めている。

IC旅券の発行により発行済み旅券の写真の貼り替えなどによる偽変造旅券の不正使用が困難となる中、他人になりすまして旅券を不正取得する事案（注：2008年・112冊、2009年・87冊、2010年・86冊、2011年・43冊、2012年・28冊を把握）がまだなくなっていない。日本人又は不法滞在外国人が不正に取得した他人名義旅券を使って出入国する例が見られるほか、名義人の知らないところで金融機関からの借金がなされたり、犯罪企図者に売り渡す目的で銀行口座が開設され、又は携帯電話が契約されるなどの事例が報告されている。こうした2次・3次の犯罪を助長するおそれのある旅券の不正取得を未然に防止するため、各都道府県にある旅券窓口において、なりすましによる不正取得防止のための審査強化期間を設けるなどして、旅券の発給時における本人確認審査の強化に一層の力を入れている。

一方、諸外国では、国際民間航空機関（ICAO）の勧告に従い、世界中のほとんどの国で機械読取式旅券（MRP）が発給されるようになっている。顔画像以外に指紋などの生体情報を追加したり、セキュリティを向上させたIC旅券の普及が進む中、ICAO及び国際標準化機構（ISO）において、ICチップ機能のより効果的な利用が検討されている。

都道府県の法定受託事務である旅券事務については、2006年以降、都道府県から市町

村への権限移譲が可能となった。権限移譲を受けた市町村数は、毎年増加し、2012年12月末現在、その合計は約650に達している。これにより、全国の約3分の1以上の市町村で旅券事務（申請の受け付け及び旅券の交付）を行っている状況にある。

ウ 在外選挙

在外選挙制度は、海外に在住する有権者が国政選挙で投票するための制度である。1998年に創設され、当初は対象が衆議院と参議院それぞれの比例代表選挙に限定されていたが、2006年6月の公職選挙法の一部改正により、2007年6月以降の選挙から、衆議院小選挙区選挙及び参議院選挙区選挙（これらの補欠選挙及び再選挙を含む。）も対象となった。2012年9月には、衆議院補欠選挙（鹿児島3区）が、また、12月に第46回衆議院総選挙がそれぞれ実施された。なお、2010年5月には憲法改正国民投票法が施行され、憲法改正に関する国民投票についても在外選挙同様に投票できることになっている。

在外選挙制度により投票するためには、事前に市区町村選挙管理委員会が管理する在外選挙人名簿への登録を申請し、在外選挙人証を入手する必要がある。在外選挙人証を持つ者は、在外公館投票、郵便投票又は日本国内における投票のいずれかを選択して投票することができる。在外公館では、管轄地域に在住する日本人を対象に在外選挙制度の広報や公館所在地以外の地域での登録受付出張サービスを行うなど、制度の普及と登録者数の増加に努めている。

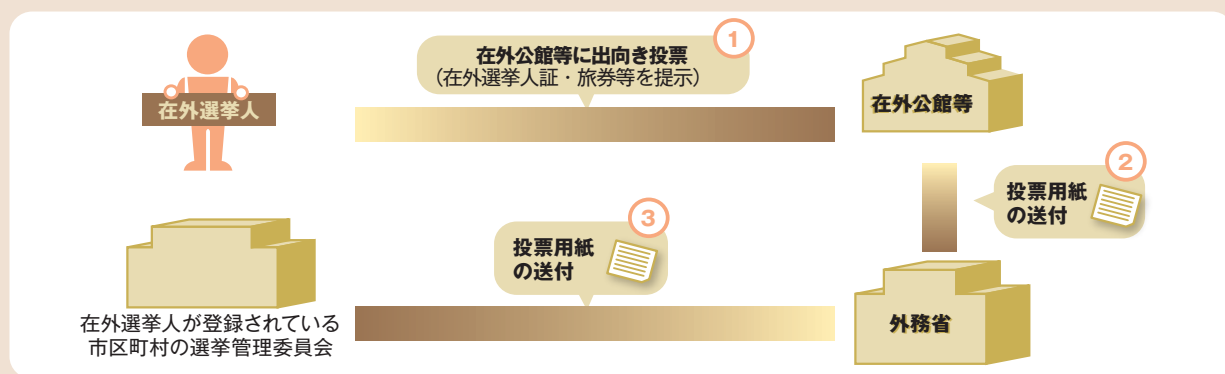
エ 海外での日本人の生活・活動に対する支援

（ア）日本人学校、補習授業校

海外で生活する日本人にとって、子供の教育は大きな関心事の1つである。外務省では、

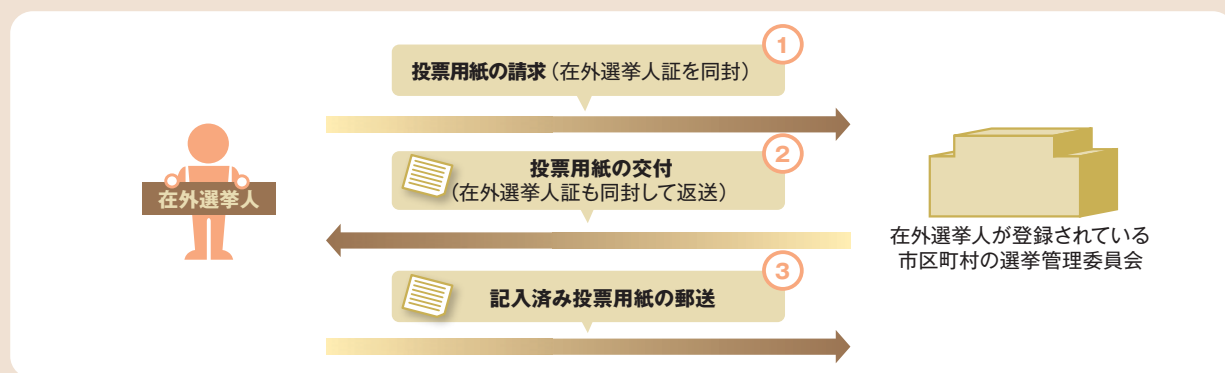
(ア) 在外公館での投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館（大使館や総領事館など）で、在外選挙人証と旅券等を提示して投票することができる（投票できる期間・時間は在外公館により異なる）。



(イ) 郵便での投票

あらかじめ「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付して投票用紙を請求し、日本国内の選挙期日の投票終了時刻（日本時間の午後8時）までに投票所に到着するよう、投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付する（投票は、公示日又は告示日の翌日以降に行う）。



(ウ) 日本国内での投票

在外選挙人が選挙の時に一時帰国している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同様の投票方法（期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票）を利用して投票することができる。

海外でも義務教育相当年齢の子供が日本と同程度の教育を受けられるよう、文部科学省と連携して日本人学校への支援（校舎借料、現地採用教員謝金、安全対策費などへの一部援助）を行っている。また、主に日本人学校が存在しない地域に設置されている補習授業校（国語などの学力維持のために設置されている教育施設）に対しても、支援（校舎借料や現地採用講師謝金への一部援助）を行っている。近年、海外在住の日本人の子供の数は増加傾向にあり、今後もこうした支援を継続・強化していく考えである。

(イ) 医療・保健対策

外務省は、医療事情の悪い国に滞在する日本人に対する健康相談を実施するため、国内医療機関の協力を得て巡回医師団を派遣しており、2012年度には14か国25都市に派遣した。

また、海外で流行している感染症などの情報を収集し、海外安全ホームページや在外公館ホームページなどを通じ、広く提供している。

(ウ) その他のニーズ

原子爆弾被害者に対する援護に関する法律施行令及び厚生労働省令の一部が改正され、

2010年4月に施行された。これを受け、日本国外に居住する被爆者も、在外公館を經由して原爆症認定及び健康診断受診者証の交付を申請できるようになった。

海外に在住する日本人の滞在国での各種手続（運転免許証の切替え、滞在・労働許可な

ど）の煩雑さを解消し、より円滑に生活できるようにするための滞在国の当局に対する働きかけを継続しており、例えば、南米諸国や米国・カナダに対しては、運転免許切替えに関する手続の改善等を働きかけている。

(3) 海外移住者や日系人との協力

日本人の海外移住の歴史は144年を数え、北米・中南米を中心として、全世界に約285万人（推定）以上とも言われる海外移住者及び日系人が居住している。移住者及び日系人は、政治、経済、教育、文化を始めとする各分野において各国の発展に寄与するとともに、日本と各居住国との「架け橋」として各国との関係緊密化に大きく貢献している。外務省としては、今後も両者に対する支援を行うとともに、若い世代の日系人とも協力を図り、これらの人々と日本との間の絆を強めていく考えである。2012年10月、24の国・地域から約150人の移住者や日系人の代表者が東京に集まり、公益財団法人海外日系人協会の主催による第53回海外日系人大会が盛大に開催され、歓迎交流会には、常陸宮同妃両殿下が御臨席になった。

約170万人の移住者及び日系人が居住している中南米諸国では、外務省は、JICAとともに、移住者の高齢化に対応する福祉支援、日系人を対象とした日本国内への研修員受入れ、現地日系人社会へのボランティア派遣な



移住者・日系人代表者と親睦を深められる常陸宮同妃両殿下（10月30日、東京・憲政記念館 写真提供：海外日系人協会）

どの協力を行っている。2013年1月、ドミニカ共和国において、移住記念碑が建立され、落成式には若林外務大臣政務官が出席した。また、北米においては、米国及びカナダの様々な分野で指導的立場にいる日系人を日本に招へいするプログラムの実施や、そのような日系人指導者と在外公館長との間で二国間関係強化のため相互に関心のある事項について話し合う会合を定期的で開催することを通じて、北米に居住する日系人との関係強化を図っている。

2 海外における日本企業への支援

(1) 日本企業支援の取組

ア 日本企業支援窓口

外務省は、海外における日本企業のビジネスを後押しするため、「日本企業支援窓口」

を1999年から全ての在外公館に設置し、日本企業への情報提供や現地における人脈形成への協力を始め、現地政府機関に対する行政



広報文化センターでの3D対応テレビ設置（在カナダ大使館）

手続の是正に関する申入れなどを行っている。また、近年では、在外公館において日本企業のビジネス支援のため、日本企業とレセプションを共催するなど、在外公館施設を活用した形での支援にも積極的に取り組んでいる。具体例としては、日本企業の製品紹介のためのセミナー、展示会及びレセプションの開催など、多彩な取組を世界各地の日本大使館・総領事館で行っている。

近年はこうした取組を更に強化し、中小企業を含めた日本企業の海外でのビジネス展開、インフラの海外輸出（第3章第3節1（2）インフラ海外展開参照）、農林水産物の輸出促進についても積極的に支援している。また、東日本大震災及び原発事故後の日本産品に対する諸外国の輸入規制に対しては、規制の緩和や撤廃に向けて関係国・地域に対する働きかけを継続して行っている（関連するホームページは<http://www.mofa.go.jp/mofaj/saigai/anzen.html#kisei>を参照のこと）。

1 投資協定／租税条約／社会保障協定の活用

（ア）投資協定

日本はこれまでに15か国との間で、投資協定を締結し、投資の保護、促進及び自由化のための法的枠組みを整備することを通じ、日本企業の海外での活動を支援している。ま

た、民間団体・関係機関との意見交換を通じ、投資先の国・地域における投資環境の改善などに関する要望を把握し、これを踏まえて投資協定の交渉などに臨むことにより、日本企業による対外投資の促進に努めている。

（イ）租税条約

経済のグローバル化の進展に伴い、国際的な経済活動の規模を拡大している日本の企業や投資家がより制約の少ない経済活動を展開できる環境を整備する必要性が高まっている。日本はこれまで二重課税の回避等を目的とする租税条約を各国と締結しており、投資交流を促進するという観点から租税条約ネットワークの更なる拡充を図っている。

（ウ）社会保障協定

社会保障協定は、保険料の二重負担や保険料掛け捨てなどの問題の解消を目的とする協定である。社会保障協定の締結は、海外に進出する日本の企業や国民の負担を軽減し得るものであり、相手国との間の人的交流や経済交流を一層促進する効果が期待される。このため、相手国における社会保険料の水準や日本にとっての必要性などを踏まえつつ、今後も優先度の高い国から順次締結交渉を行っていく考えである。

ウ 経済連携協定（EPA）

日本が締結しているEPAの枠組みの下では、協定全般の運用を扱う合同委員会やビジネス環境の整備など特定分野を扱う多くの小委員会が設置されている。こうした会合を定期的で開催し、海外に進出している日本企業の要望などを踏まえ、EPAの活用、運用改善などに取り組むとともに、協定の運用状況について定期的に見直すこととしている。

(2) 模倣品・海賊版対策

模倣品・海賊版は、技術革新などを妨げ、世界の経済成長に悪影響を及ぼすだけでなく、消費者の健康や安全まで脅かしている。日本企業も、海外市場における潜在的な利益を喪失するなど、深刻な悪影響を受けている。このため、外務省は、政府の知的財産戦略本部が毎年策定する「知的財産推進計画」に沿って、知的財産権の保護強化や模倣品・海賊版対策に関する施策を実施している。例えば、2005年3月以降、模倣品・海賊版被害を受けている日本企業を迅速かつ効果的に支援することを目的として、全ての在外公館において知的財産担当官を任命し、日本企業への助言や相手国政府への照会、働きかけなど

を行っている。日本企業から在外公館への相談内容は、外務本省に報告され、必要に応じて外国政府への更なる働きかけなどを行っている。また、知的財産担当官の能力向上を図り、知財侵害対策をより一層深めるために、日本企業の模倣品・海賊版被害の多い地域を中心に知的財産担当官会議¹を開催している。さらに、相手国政府職員向けに日本企業が主催する知的財産権保護セミナーへの支援などの取組も行っている。

そのほか、模倣品・海賊版対策における開発途上国の政府職員などの能力向上を図るため、JICAを通じて、専門家派遣、研修員受入れなど、技術協力を行っている。

(3) 規制改革・ビジネス環境改善

米国との間では、1月に日米経済調和对話の協議記録の公表を行ったほか、6月に、両国間の投資・経済交流の促進をその目的の一つとして2004年に発効した日米租税条約を改正する議定書案について基本合意に至った。中国との間では政府間協議などの様々な場を通じて、社会保障協定の早期締結、日本産食品等の輸入規制緩和、渡航制限の緩和、知的財産権の保護強化など、日本企業の関心事項である諸問題を中国側に提起し、協議を行ってきている。韓国については、11月に行われた日韓ハイレベル経済協議において、ソウル・ジャパン・クラブ²からの韓国政府

に対する要望事項への対応が引き続き適切に行われるよう申入れ等を行った。欧州連合(EU)との間では、欧州への日本企業の進出促進にも寄与する日EU・EPAの交渉開始の環境が整ったほか、日・EUビジネス・ラウンドテーブルなどの場を通じてビジネス界との協力も進めている。ロシアとの間では、11月の貿易経済に関する日露政府間委員会第10回会合において、ロシアの貿易投資環境の改善が日本企業の対ロシア進出の鍵であることを踏まえ、日本企業がロシアで直面する制度上の問題につき検討を行う作業部会を設置することで一致した。

1 2012年10月には中国の在外公館の知的財産担当官を対象に北京で、2013年1月には中南米の在外公館の知的財産担当官を対象にサンパウロ（ブラジル）で知的財産担当官会議を開催した。

2 ソウル・ジャパン・クラブは、1997年、ソウル日本人会、ソウル商工会及びジョイントベンチャー会の3団体の統合により発足した団体。